

健康保険組合並びに加入事業所が共同で実施する

健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。プルデンシヤル健康保険組合では、健康診査事業について、当組合の加入事業所と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. 加入事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、当組合の加入事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する個人データ項目について

別表のとおり

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ 加入事業所 健康事業担当者、産業医及び医療従事者
- ・ 当組合 保健事業担当者、事務長、常務理事

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 加入事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
- ・ 健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、加入事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、当組合が委託する会社により特定保健指導、重症化予防、各種保健事業を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備群を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診結果データの管理責任者について

健診結果データの管理責任者は、加入事業所担当部署所属長及びプルデンシヤル健康保険組合の理事長又は常務理事です。

【別表】 共同利用する個人データ項目

本人に係る情報			
(1)	氏名		
(2)	生年月日		
(3)	性別		
(4)	被扶養者情報		
(5)	入社年月日		
(6)	社員区分		
(7)	社員番号		
(8)	所属部署		
(9)	所属コード		
(10)	メールアドレス		
(11)	住所		
(12)	給与振込口座		

各種健診受診者、特定保健指導及び各種保健事業対象者に係る情報			
(1)	氏名	(16)	所見
(2)	生年月日	(17)	特定保健指導実施業者
(3)	住所	(18)	特定保健指導実施業者所在地
(4)	電話番号	(19)	特定保健指導内容
(5)	事業所名	(20)	特定保健指導結果
(6)	所属	(21)	疾病既往歴
(7)	所属コード	(22)	家族既往症
(8)	社員区分	(23)	性別
(9)	社員コード	(24)	続柄
(10)	健診未実施項目	(25)	検査結果
(11)	健診種目名	(26)	記号・番号
(12)	健診受診日	(27)	保健事業名称
(13)	健診実施機関名		
(14)	健診実施機関所在地		
(15)	相談・指導内容		